

鹿屋市保育所等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市保育所等施設整備費補助金交付要綱（平成29年鹿屋市告示第67号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成28年度保育所等整備交付金の交付について（平成28年9月9日付け厚生労働省発雇児0909第6号厚生労働次官通知。以下「国要綱」という。）」を「就学前教育・保育施設整備交付金の交付について（令和5年8月22日付けこ成事第466号こども家庭庁長官通知）別紙「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」（以下「国要綱」という。）」に、「保育所等の施設整備」を「保育所、認定こども園及び小規模保育事業所（以下「保育所等」という。）の施設整備」に改める。

第3条中「待機児童解消加速化プラン」を「新子育て安心プラン」に改める。

第6条第2号中「場合」の次に「又は国要綱10別表①「1. 新築、増築、改築」の「3. 買収費」」を加え、「買収を除く」を「当該建物の買収を除く」に改める。

附 則

この要綱は、令和5年8月22日から施行し、改正後の鹿屋市保育所等施設整備費補助金交付要綱の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。